

令和6年度若年層健康増進セミナー 実施要項

1 目的

公立学校共済組合宮城支部の組合員のメタボリックシンドローム（以下「メタボ」という。）該当者及び予備軍の割合は、全支部と比較して高い傾向にある。メタボは内臓肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質代謝異常により、心臓病や脳卒中などの発症リスクが高いことから、年齢層の早い段階から健康的な生活習慣を実践的に身に付けてもらうため、40歳未満の組合員を対象に食事に関する講義等を行い、食習慣・運動習慣の見直しを図る。

2 主催

宮城県教育委員会・各市町村教育委員会・公立学校共済組合宮城支部

3 対象者

40歳未満の公立学校共済組合宮城支部の組合員及び被扶養配偶者（任意継続組合員は除く。）

4 実施内容

- (1) 健康的な生活習慣についての講義
- (2) 血糖測定（食前・食後）
- (3) 食事に関する講義（栄養士監修の昼食付）
- (4) 運動講義

5 開催日等

(1) セミナー開催日

開催日	会 場	募集人員
令和6年8月1日（木）	公立学校共済組合仙台宿泊所 「ホテル白萩」 仙台市青葉区錦町2丁目2-19 電話 022-265-3411	30名

(2) 継続支援実施期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）まで

6 申込方法

参加希望者がインターネット専用フォームから申込みを行う。

7 決定方法

参加申込者が多数の場合は、抽選により決定する。

8 その他

主催者は、セミナーにおける本人の過失によるケガや事故について一切の責めを負わないものとする。

9 服務上の取扱い

- (1) 宮城県教育委員会に属する職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する。

なお、免除手続きは平成13年3月27日付け教第506号による教育長通知に基づき、実施通知による包括承認とする。

- (2) 市町村立学校の教職員については、当該市町村教育委員会が定めるところによる。
- (3) 団体職員については、当該団体の定めるところによる。